

グラウンドアンカー工及び鉄筋挿入工の管理基準等の制定について

1. グラウンドアンカー工

高知県建設工事検査技術基準 別表— 2

出来形寸法検査基準第 1 一般土木工事の部
工種共通に下記を追加する。

工種	検査内容	検査密度
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・部材の寸法の確認 ・グラウトの強度 ・引張り材の強度 ・アンカー頭部の台座 ・支圧板及び締付金具の強度の確認 <現地測定及び品質管理資料で判定> ・地層の状況 ・ボーリングの角度、深さ、グラウト打設状況（注入量の管理方法） ・定着部のゆるみと設計付着力の関係を確認 ・緊張強度の確認 <現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定> 	<p>引張確認試験 配置誤差 せん孔方向 5%以上, 最少 3 本</p>

2. 鉄筋挿入工

(1) 段階確認

段階確認及び施工状況把握一覧表に下記を追加する。

種別	仕様書番号		
	確認等留意項目	確認時期	確認の程度
鉄筋挿入工	砂防 : 4-3-8-6に準ずる 道路 : 6-1-4-5に準ずる 治山 : 8-3-10-1~2に準ずる		
鉄筋挿入工	<ul style="list-style-type: none"> 削孔位置、方向、深度、配列、角度については事前に協議し把握。 ボーリング検尺は、ロッド引き抜き検尺又は検尺棒で確認。 材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。 有効緊張力の確認。 アンカーは定着部の掘削ゆるみと設計付着力の関係を確認 		一般 : 15%程度/1 構造物 重点 : 30%程度/1 構造物

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値に下記を追加する。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	8	6	2	鉄筋挿入工	削孔深さ l	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	150			
						せん孔方向 θ	± 4 度			

(3) 品質管理基準

表一 2 品質管理基準

第 1 一般土木工事の部に下記を追加する。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14-2 鉄筋挿入工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	アンカー工に準ずる。		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	アンカー工に準ずる。		
			引張確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	施工数量の3%以上、最少3本。	アンカー工に準ずる。	

(4) 写真管理基準

表一 3 写真管理基準

第 1 一般土木工事の部

2 品質管理写真撮影箇所一覧表及び 6 出来形管理写真撮影箇所一覧表に下記を追加する。

2 品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
14-2	鉄筋挿入工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度試験		
		引張確認試験		

6 出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	
4	3	8	6 7	2	鉄筋挿入工	削孔深さ 配置誤差 せん孔方向	削孔深さ 全数量(削孔後) 配置誤差 全数量/3(施工後)	

(5) 出来形寸法検査基準

高知県建設工事検査技術基準 別表一 2

出来形寸法検査基準第1 一般土木工事の部
工種共通に下記を追加する。

工種		検査内容	検査密度
共通	鉄筋挿入工	<ul style="list-style-type: none"> ・部材の寸法の確認 ・グラウトの強度 ・引張り材の強度 ・アンカー頭部の台座 ・支圧板及び締付金具の強度の確認 <現地測定及び品質管理資料で判定> ・地層の状況 ・ボーリングの角度、深さ、グラウト打設状況（注入量の管理方法） ・定着部のゆるみと設計付着力の関係を確認 ・緊張強度の確認 <現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定> 	引張確認試験 配置誤差 せん孔方向 3%以上, 最少3本

(6) 検査方法

高知県建設工事検査技術基準 別表一 4

検査方法第1 一般土木工事の部
工種に下記を追加する。

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(3)-2 鉄筋挿入工	1 部材の品質	グラウンドアンカー工に準ずる。	グラウンドアンカー工に準ずる。
	2 施工状況	グラウンドアンカー工に準ずる。	グラウンドアンカー工に準ずる。

3. 適用

平成22年4月1日以降の契約工事に適用する。